

食品汚染物質の基準値設定状況の比較

注：コーデックスは GSCTFF (2016 年改訂版) 参照。ナチュラルミネラルウォーターについては GSCTFF に掲載されている汚染物質/品目についてのみ記載

注：Standard for Natural Mineral Waters (CODEX STAN 108-1981; 最新 2011)

汚染物質	対象品目 (コーデックス ML/GL)	JECFA 評価 回 (年)	対象品目 (日本の規格基準)	食品安全委員会の健康影 響評価
かび毒				
総アフラトキシン	落花生 (加工用) *直接消費用落花生 は議論中 アーモンド (直接消費用、加工用) ブラジルナッツ (直接消費用、加工用) ヘーゼルナッツ (直接消費用、加工用) ピスタチオ (直接消費用、加工用) 乾燥イチジク (直接消費用)	31 (1987), 46 (1996), 49 (1997), 68 (2007), 83 (2016) *56 (2001) 遺伝毒性発がん物質 に関する MOE アプローチ	全食品	2009 年 3 月評価結果通知
アフラトキシン M1	乳	56 (2001), 83 (2016)	乳	2013 年 7 月評価結果通知
デオキシニバレノ ール (DON)	穀類を主原料とする乳幼児用食品 小麦、トウモロコシ及び大麦を原料とす るフラワー、ミール、セモリナ 加工向け穀類 (小麦、トウモロコシ、大 麦)	56 (2001), 72 (2010) *72 (2010) DON+アセチル化体 Group PMTDI 0.001 mg/kg bw Group ARfD 0.008 mg/kg bw	小麦	2010 年 11 月評価結果通知

フモニシン	未加工トウモロコシ トウモロコシフラワーおよびトウモロコシミール	56 (2001), 74 (2011), 83 (2016) *74 (2011) 56 (2001)を維持 B1、B2 および B3 の単体又は総量 Group PMTDI 0.002 mg/kg bw		評価中
オクラトキシン A	小麦 大麦 ライ麦	37 (1990), 44 (1995), 56 (2001), 68 (2007) *56 (2001) PTWI 0.0001mg/kg bw		2014 年 1 月評価結果通知
パツリン	リンゴ果汁	35 (1989), 44 (1995) * 44 (1995) PMTDI 0.0004 mg/kg bw	清涼飲料水（りんごの搾汁及び搾汁された果汁のみを原料とするもの）	2003 年 7 月評価結果通知
金属				
ヒ素	食用油脂 ファットスプレッド類及びブレンデッド スプレッド類 ナチュラルミネラルウォーター 玄米（無機ヒ素） 精米（無機ヒ素） 食塩	5 (1960), 10 (1967), 27 (1983), 33 (1988), 72 (2010) *72 (2010) BMDL0.5 3.0 µg/kg bw/day	清涼飲料水（ミネラルウォーター類：殺菌・除菌無） 清涼飲料水（ミネラルウォーター類：殺菌・除菌有） 清涼飲料水（ミネラルウォーター類以外のもの） 粉末清涼飲料	2013 年 12 月評価結果通知 （清涼飲料水） 2013 年 12 月評価結果通知 （食品）

<p>カドミウム</p>	<p>アブラナ科野菜（葉菜類除く） 鱗茎野菜 果菜類（トマト及び食用キノコ除く） 葉菜類 マメ科野菜類 豆類（大豆除く） 根菜及び塊茎類（セロリアック除く） 苜蓿類 穀類（そば、カニユア、キノア、小麦、 コメ除く） 精米 小麦 海産二枚貝（カキ、ホタテ除く） 頭足類（内臓除く） ナチュラルミネラルウォーター 食塩</p>	<p>16 (1972), 33 (1988), 41 (1993), 55 (2000), 61 (2003), 64 (2005), 73 (2010), 77 (2013) *77 (2013) PTMI 25 µg/kg bw</p>	<p>米（玄米及び精米） 清涼飲料水（ミネラルウォーター ー類：殺菌・除菌無） 清涼飲料水（ミネラルウォーター ー類：殺菌・除菌有）</p>	<p>2008年9月評価結果通知 （清涼飲料水） 2008年7月評価結果通知 （食品） 2009年8月評価結果通知 （米）</p>
<p>鉛</p>	<p>【改訂中の品目含む】 ベリー類及び小型果実類（クランベリー、 カラント、エルダ - ベリー除く） クランベリー、カラント、エルダ - ベリ ー 果実（クランベリー、カラント、エルダ - ベリー除く） アブラナ科野菜（葉菜類除く） 鱗茎野菜 果菜類（トマト及び食用キノコ除く） 葉菜類 マメ科野菜類 豆類根菜及び塊茎類 果実缶詰 果実ジャム及びゼリー マンゴーチャツネ 野菜缶詰 缶詰トマト</p>	<p>10 (1966), 16 (1972), 22 (1978), 30 (1986), 41 (1993), 53 (1999), 73 (2010) *73 (2010) PTWI 取り下げ</p>	<p>清涼飲料水（ミネラルウォーター ー類：殺菌・除菌無） 清涼飲料水（ミネラルウォーター ー類：殺菌・除菌有） 清涼飲料水（ミネラルウォ ーター類以外のもの） 粉末清涼飲料</p>	<p>評価中断（2010年）</p>

	<p>食用オリーブ キュウリのピクルス トマト濃縮品 缶詰くり及びピューレ 果実飲料（ベリー類及び小型果実類を原料とするものを除く） 穀類（そば、カニューア、キノア除く） 牛、豚、羊肉 家禽肉及び脂肪 牛、豚、家禽の内臓 食用油脂 ファットスプレッド類及びブレンデッドスプレッド類 乳 乳二次製品 乳児用調製乳、乳児用医療用調製乳及びフォローアップミルク 魚類 ナチュラルミネラルウォーター 食塩 ワイン</p>			
水銀	<p>ナチュラルミネラルウォーター 食塩</p>	<p>10 (1966), 14 (1970), 16 (1972), 22 (1978), 53 (1999), 61 (2003), 67 (2006), 72 (2010) *メチル水銀 67 (2006) PTWI 0.0016 mg/kg bw</p>	<p>魚介類（マグロ類（マグロ、カジキ及びカツオ）内水面水域の河川産の魚介類（湖沼産の魚介類は含まない）及び深海性魚介類等（メヌケ類）、キンメダイ、ギンダラ、ベニズワイガニ、エッコウバイガイ及びサメ類）については適用しない）</p>	<p>2012年5月評価結果通知（清涼飲料水）</p>
メチル水銀 (Guideline Level)	<p>大型魚 その他の魚類</p>	<p>*無機水銀 72 (2010) PTWI 4 µg/kg bw</p>	<p>清涼飲料水（ミネラルウォーター類：殺菌・除菌無） 清涼飲料水（ミネラルウォーター類：殺菌・除菌有）</p>	<p>2005年8月評価結果通知（魚介類等）</p>

スズ	缶詰食品（飲料除く、非スズ缶詰の加熱調理済み保存カット肉・ハム・豚肩肉、コンビーフ、ランチョンミート除く） 缶詰飲料 加熱調理済み保存カット肉 加熱調理済み存ハム 加熱調理済み保存用豚肩肉 コンビーフ ランチョンミート	10 (1966), 14 (1970), 15 (1971), 19 (1975), 22 (1978), 26(1982), 33(1988), 55 (2000), 64 (2005) *無機スズ 55 (2000) 33(1988)結論を維持 PTWI 14 mg/kg bw 64 (2005) 無機スズへの ARfD 設定は適切でない	清涼飲料水（ミネラルウォーター類：殺菌・除菌有/金属製容器包装入りのもの） 清涼飲料水（ミネラルウォーター類：殺菌・除菌無/金属製容器包装入りのもの） 清涼飲料水（ミネラルウォーター類以外のもの/金属製容器包装入りのもの） 粉末清涼飲料	
放射性物質				
放射線物質 (Guideline Level)	乳児用食品 その他の食品		飲料水(ミネラルウォーター類、原料に茶を含む清涼飲料水、飲用に供する茶) 牛乳 乳児用食品（乳児の飲食に供することを目的として販売する食品） 一般食品（上記以外の食品）	2011年10月、2012年1月 評価結果通知
その他				
アクリロニトリル (Guideline Level)	食品	28 (1984) *モノマー（移行物質） 容器包装等の食品と接触する物質としての使用について 暫定的に許容される		

クロロプロパノール類	酸加水分解植物性タンパク質を含む液状調味料（天然発酵しょう油除く）	41 (1993), 57 (2001), 67 (2006), 83 (2016) * 83 (2016) 3-MCPD 及びそのエステル体単体又は総量（3-MCPD 当量） Group PMTDI 4 µg/kg bw		
シアン化水素	ガリ キャッサバ粉	39 (1992), 74 (2011) *74 (2011) シアン化物として PMTDI 0.02 mg/kg bw ARfD 0.09 mg/kg bw	大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、生あん 清涼飲料水（ミネラルウォーター類：殺菌・除菌無） 清涼飲料水（ミネラルウォーター類：殺菌・除菌有） *輸入監視において、天然にシアン化合物を含有することが知られている食品及びその加工品（食品衛生法第 6 条違反として措置される）	2010 年 10 月評価結果通知（清涼飲料水）
メラミン	食品（乳児用調製乳除く）及び飼料 乳児用調製粉乳 乳児用液状調整乳	FAO/WHO 専門家会合（2008） *TDI 0.2 mg/kg bw	*H20 年混入事件の時：食品から検出された場合又は使用が確認された場合には食品衛生法第 10 条違反として措置された	

塩化ビニルモノマ ー	食品	28 (1984) *モノマー（移行物質） 容器包装等の食品と接触する物 質としての使用について 暫定的に許容される		
---------------	----	--	--	--